

再処理施設（環境施設）
事故対策手順

1997年5月

動力炉・核燃料開発事業団
東海事業所

動力炉・核燃料開発事業団

再処理施設（環境施設）

事故対策手順

制定	平成元年	4月
改訂	平成2年	4月
	平成2年	9月
	平成3年	9月
	平成4年	4月
	平成6年	4月
	平成6年	9月

目 次

	頁
1 総 則	1
1.1 目 的	1
1.2 適用範囲	1
1.3 事故の分類	2
1.4 事前措置	3
1.4.1 防護活動に係る教育訓練の実施	3
1.4.2 防護用機器・器材の常備及び点検	3
1.4.3 緊急通報連絡体制図の明示	3
2 事故発生時の心得	3
2.1 防護活動の原則	3
2.2 応急措置の原則	4
2.2.1 一般通則	4
2.2.2 事故現場の課長の措置	4
2.2.3 放射線管理第二課長の措置	4
2.2.4 技術課長の措置	5
2.3 事故の通報要領	5
2.4 事故の連絡系統	6
3 職場防護組織	8
3.1 現場指揮所の設置	8
3.2 職場防護班の編成	8
3.3 防護組織の職務	8
4 緊急体制組織下での職場防護活動	12
5 各種事故等が発生した場合の対応措置	14
5.1 地震が発生した場合	14
5.1.1 勤務時間中	14
5.1.2 日勤時間外及び休日	15
5.2 火災警報が吹鳴した場合	17

5.3	ガンマ線エリアモニタ警報が吹鳴した場合	19
5.4	ベータ線ダストモニタ警報が吹鳴した場合	21
5.5	建家及びセル換気系の負圧警報が吹鳴した場合	23
5.6	セル内温度警報が吹鳴した場合	24
5.7	セル内漏洩検知警報が作動した場合	25
5.8	ドア警報が吹鳴した場合	26
5.9	人身事故が発生した場合	27
5.10	核燃料物質等の運搬中に車輛に係る異常が生じた場合	28
5.11	汚染事故が発生した場合	29
5.12	臨界警報が吹鳴した場合	32
5.13	核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じた場合	33
5.14	停電又は瞬時停電が発生した場合	34
5.14.1	勤務時間中	34
5.14.2	日勤時間外及び休日	35
6	保安教育訓練	37
6.1	保安教育訓練項目	37
6.2	報告	38
7	事故の報告等	38
7.1	記録	38
7.2	報告	38

参 考 資 料

- 1 事故等対応・要因分析書適用要領

項目	内 容	備 考
<p>1 総 則</p> <p>1.1</p> <p>1.2</p>	<p>目 的</p> <p>この手順は、東海事業所防護活動措置規則及び再処理施設保安規定に基づき、再処理施設環境施設に係る事故が発生した場合又は発生するおそれのある場合における防護活動について定め、もって人命及び施設を災害から防護することを目的とする。</p> <p>適用範囲</p> <p>この手順は、環境施設において、事故が発生した時の人命救助、事故の拡大防止、安全確保のための応急措置及び職場防護活動に適用する。</p>	<p>防護活動措置規則第1条</p>

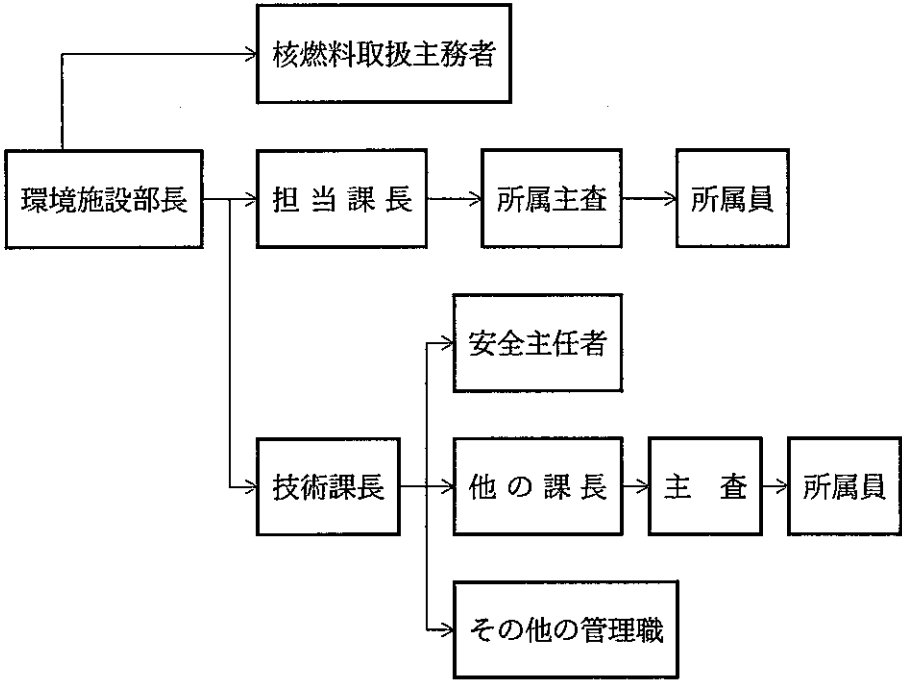
項目	内 容	備 考												
1.3	<p>事故の分類 環境施設に係る事故を下記のように分類する。</p> <table border="1" data-bbox="310 371 1240 1816"> <thead> <tr> <th data-bbox="310 371 440 468">分 類</th> <th data-bbox="440 371 1078 468">範 囲</th> <th data-bbox="1078 371 1240 468">対応組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="310 468 440 757">※ 非常事態</td> <td data-bbox="440 468 1078 757"> (1)環境施設の故障又は破損等により、放射能汚染が周辺監視区域外に拡大又は拡大するおそれがある時 (2)火災・爆発（大規模） (3)洪水、高潮、地震、津波（災害対策基本法） </td> <td data-bbox="1078 468 1240 757"> 緊急体制組織 （防護活動本部一職場防護組織） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="310 757 440 1283">異常事態</td> <td data-bbox="440 757 1078 1283"> (1)核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じた時 (2)環境施設の故障（環境施設に及ぼす支障が軽微なものを除く）が起きた時 (3)使用済燃料等が異常に漏洩した時 (4)再処理の事業規則第10条に規定する線量当量限度を超え又は超えるおそれがある時 (5)人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く）が発生し、又は発生するおそれがある時 (6)その他 </td> <td data-bbox="1078 757 1240 1283"> 通常組織又は職場防護組織 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="310 1283 440 1816">異常時</td> <td data-bbox="440 1283 1078 1816"> (1)環境施設あるいはユーティリティ設備の運転状態に異常が生じた場合 (2)核燃料物質等の運搬中に車輛等に係る異常が生じた場合 (3)有意な表面汚染、空気汚染又は線量当量率の上昇が生じた場合 (4)有意な体内汚染、皮ふ汚染が生じた場合 (5)計画線量当量を超えた外部被ばくが発生した場合 (6)その他 </td> <td data-bbox="1078 1283 1240 1816"> 通常組織 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地震・火災その他の原因で災害が発生した場合で、東海事業所の通常組織では対処できない事故</p>	分 類	範 囲	対応組織	※ 非常事態	(1)環境施設の故障又は破損等により、放射能汚染が周辺監視区域外に拡大又は拡大するおそれがある時 (2)火災・爆発（大規模） (3)洪水、高潮、地震、津波（災害対策基本法）	緊急体制組織 （防護活動本部一職場防護組織）	異常事態	(1)核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じた時 (2)環境施設の故障（環境施設に及ぼす支障が軽微なものを除く）が起きた時 (3)使用済燃料等が異常に漏洩した時 (4)再処理の事業規則第10条に規定する線量当量限度を超え又は超えるおそれがある時 (5)人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く）が発生し、又は発生するおそれがある時 (6)その他	通常組織又は職場防護組織	異常時	(1)環境施設あるいはユーティリティ設備の運転状態に異常が生じた場合 (2)核燃料物質等の運搬中に車輛等に係る異常が生じた場合 (3)有意な表面汚染、空気汚染又は線量当量率の上昇が生じた場合 (4)有意な体内汚染、皮ふ汚染が生じた場合 (5)計画線量当量を超えた外部被ばくが発生した場合 (6)その他	通常組織	<p>防護活動措置規則第10条（別表2）</p> <p>保安規定第56条</p> <p>保安規定第63条</p> <p>保安規定第220条</p>
分 類	範 囲	対応組織												
※ 非常事態	(1)環境施設の故障又は破損等により、放射能汚染が周辺監視区域外に拡大又は拡大するおそれがある時 (2)火災・爆発（大規模） (3)洪水、高潮、地震、津波（災害対策基本法）	緊急体制組織 （防護活動本部一職場防護組織）												
異常事態	(1)核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じた時 (2)環境施設の故障（環境施設に及ぼす支障が軽微なものを除く）が起きた時 (3)使用済燃料等が異常に漏洩した時 (4)再処理の事業規則第10条に規定する線量当量限度を超え又は超えるおそれがある時 (5)人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く）が発生し、又は発生するおそれがある時 (6)その他	通常組織又は職場防護組織												
異常時	(1)環境施設あるいはユーティリティ設備の運転状態に異常が生じた場合 (2)核燃料物質等の運搬中に車輛等に係る異常が生じた場合 (3)有意な表面汚染、空気汚染又は線量当量率の上昇が生じた場合 (4)有意な体内汚染、皮ふ汚染が生じた場合 (5)計画線量当量を超えた外部被ばくが発生した場合 (6)その他	通常組織												

項目	内 容	備 考
1. 4	<p>事前措置</p> <p>1. 4. 1 防護活動に係る教育訓練の実施 環境施設部長は、職員、嘱託、常勤雇員及び臨時雇員（以下「従業員」という。）の防護技術の向上及び防護意識の徹底を図るため、年次計画に基づき教育・訓練を実施しなければならない。</p> <p>1. 4. 2 防護用機器・機材の常備及び点検 環境施設部長は、事故時に適切に対処するため、呼吸保護具、身体防護具及び表－１に示す機材を担当課長に、表－２に示す放射線監視機器を放射線管理第二課長に常備及び点検させておかなければならない。</p> <p>1. 4. 3 緊急通報連絡体制図の明示 環境施設部内各課長及び放射線管理第二課長は、最新の環境施設部内及び課内通報連絡体制図を各課の作業現場等必要と認められる箇所に明示して置かなければならない。</p> <p>1. 4. 4 通報連絡チェックリストの常備 各職制（主査又はこれと同等若しくは上位職位にあるもの）は、通報連絡チェックリストを常備しなければならない。</p>	<p>防護活動措置規則第7条 保安規定第54, 55条 本手順10項参照</p> <p>防護活動措置規則第20条</p> <p>同上第7条</p>
2 事故発生時の心得	<p>2. 1 防護活動の原則 環境施設部の従業員は、次に定める原則を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 事故を未然に防止するよう常に心掛けること。</p> <p>(2) 防護活動は人命尊重を第一とし行うこと。</p> <p>(3) 防護活動に関し応援を求められた場合は、平常勤務に優先して協力するとともに、参加を要しない者は、防護活動を妨げないように行動すること。</p> <p>(4) 円滑な防護活動を実施するため必要に応じ請負業者及び来訪者等の行動を適切に指示すること。</p> <p>(5) 非常事態発生時において人命に危険がある場合は、避難誘導及び救出を第一に行わなければならない。</p>	<p>同上第4条</p> <p>同上第17条</p>

項目	内容	備考
2.2	<p data-bbox="315 248 511 282">応急処置の原則</p> <p data-bbox="208 349 428 383">2.2.1 一般通則</p> <p data-bbox="315 398 1232 477">(1) 2.3項通報要領及び2.4項連絡系統による通報の措置を厳守すること。</p> <p data-bbox="315 495 1232 573">(2) 人体に対する危険災害の規模などを適切に評価し、必要な措置をとること。</p> <p data-bbox="315 591 773 624">(3) 汚染の拡大を最小限にすること。</p> <p data-bbox="315 642 1232 721">(4) 応急措置後、環境施設部長は立入禁止区域等を設定し、所要の措置を講ずる迄の間、誤って人が立ち入ることがないように措置すること。</p> <p data-bbox="315 739 1232 864">(5) 汚染された衣服及びはきものは脱ぎ、所定の容器に廃棄するが、その際一般の廃棄物とは区別しておくこと。皮膚の汚染は、直ちに緊急除染用の手洗い又はシャワーなどにより除染すること。</p> <p data-bbox="315 882 1232 960">(6) 切傷その他の皮膚の損傷などの有無を調べるとともに、放射線管理第二課員に連絡してその指示を受けること。</p> <p data-bbox="208 1028 594 1061">2.2.2 事故現場の課長の措置</p> <p data-bbox="315 1077 1232 1202">(1) 事故が発生した時又は発生するおそれがある場合は、危険のない範囲で事故の拡大の防止、事故要因の除去、又は放射線汚染の拡大の防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="315 1220 1193 1254">(2) 事故の状況に応じて現場指揮所の設置を環境施設部長に要請する。</p> <p data-bbox="208 1319 649 1352">2.2.3 放射線管理第二課長の措置</p> <p data-bbox="315 1368 1232 1536">(1) 事故が発生した時又は発生するおそれがある場合で線量当量率等の測定要請があったときは、状況を確認して現場に急行し、線量当量率等の測定を行わなければならない。測定の結果及び応急措置に関して要請者へ報告する。</p> <p data-bbox="315 1554 1232 1632">(2) 事故が発生したときは、エリアモニタ、ダストモニタなど表-2に示す放射線監視機器の記録に注意し、その状況を担当課長等に報告する。</p> <p data-bbox="315 1650 1232 1729">(3) 必要な場合には、被ばくしたと思われる者の線量当量の測定を安全対策課に依頼する。</p> <p data-bbox="315 1747 1232 1825">(4) その他、立入制限区域設定等の放射線管理に必要な助言をするなど事故拡大防止に協力する。</p>	

項目	内容	備考
2.2.4	<p>技術課長の措置</p> <p>(1) 事故が発生した時又は発生するおそれのある場合で環境施設部長が必要と判断した場合、その指示に基づき応急措置の支援体制を整える。</p> <p>(2) 事故が発生したときは、換気、給排水系統、電気系統などのユーティリティ設備の漏洩・損傷、あるいは故障などについて絶えず注意し、不良個所を発見したときは、応急措置を講ずる。(ただし、ガラス固化技術開発施設(以下、TVFという。))は、処理第三課長が措置を講ずるものとする。)</p> <p>(3) 事故のため停電したときは、非常用発電機の運転の確認を行う。(ただし、TVFは処理第三課長が確認を行うものとする。)</p>	保安規定第217条
2.3	<p>事故の通報要領</p> <p>事故を発見したものは、直ちに事故の連絡系統に従って、口頭又は通信設備などにより連絡しなければならない。</p> <p>なお、職制については、通報連絡チェックリストを使用し上位者に対し確実に通報しなければならない。</p> <p>通報の内容は、下記の通りとする。</p> <p>(1) 事故発生時間(いつ)</p> <p>(2) 事故発生場所(どこで)</p> <p>(3) 事故発生状況(どんな事故)</p> <p style="padding-left: 20px;">放射線事故</p> <p style="padding-left: 20px;">火災事故</p> <p style="padding-left: 20px;">人身事故など</p> <p>(4) 事故の拡大性の有無</p> <p>(5) 高被ばく者、高汚染者(死傷者)の有無</p> <p>(6) 連絡者の氏名及び今後の連絡場所</p> <p>(7) その他の必要事項</p>	

項目	内容	備考
2.4	<p>事故の連絡系統</p> <p>事故の連絡系統は以下の通りとする。</p> <p>(1) 通報系統図</p> <p>注(a) 侵入者発見の場合は再処理警備所に連絡する。 火災発見の場合は非常電話 2 1 1 5 で連絡する。</p> <p>注(b) 緊急医療が必要な場合連絡する。</p>	<p>防護活動措置規則第18条, 第19条 保安規定第58条, 第64条</p>

項目	内容	備考
	<p>(2) 通報後の召集・連絡系統図 〔勤務時間外・休日〕</p>  <pre> graph LR A[環境施設部長] --> B[核燃料取扱主務者] A --> C[担当課長] A --> D[技術課長] C --> E[所属主査] E --> F[所属員] D --> G[安全主任者] D --> H[他の課長] D --> I[その他の管理職] H --> J[主査] J --> K[所属員] </pre> <p>(3) 召集の順位・場所</p> <p>① 第一次召集</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 環境施設部長他全管理職 ロ. 災害現場課の従業員及び課長の指名したその他の者 ハ. 技術課員であらかじめ指名された者 <p>ニ. 放射線管理第二課員</p> <p>※ホ. その他環境施設部長が指名する者（災害現場課以外の従業員）</p> <p>② 第二次召集</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 災害現場課のその他の者 <p>※ロ. 災害現場以外の課の従業員及びその他の者で環境施設部長が指名する者</p> <p>※ 召集の有無、他課従業員及びその他の者の召集の有無及び範囲は事故等の内容等に応じ環境施設部長が核燃料取扱主務者及び技術課長と相談し決定する。</p> <p>〔召集場所〕 環境施設部内現場指揮所又は災害現場課の居室</p>	

項目	内 容	備 考
3 職場防護 組織	<p>注) 召集・連絡系統図については、個人名及び各人の電話番号入りの最新のもの、技術課長が環境施設部内に周知するものとする。ただし、各課のものについては各課長が課内に周知しておくものとする。</p> <p>3.1 職場指揮所の設置</p> <p>事故が発生した時又は発生するおそれがある場合は、状況により環境施設部長は現場指揮所を設置し、職場防護班等を指揮して事故の拡大防止、事故要因の除去、放射線汚染拡大防止等に必要な措置を講ずるとともに、現場の情報集約並びに関係先への情報の迅速かつ正確な通報連絡等を行う。現場指揮所の構成は以下の通りであり、設置時点で従業員は職場防護組織に従って活動を行う。</p> <p>現場指揮者 : 環境施設部長 現場指揮者代理 : 環境施設部長があらかじめ定める者 総務班長 : 技術課長 職場防護班長 : 事故現場の課長 放管班長 : 放射線管理第二課長 現場指揮所付 : 核燃料取扱主務者、安全主任者、その他現場指揮者が指名する者</p> <p>3.2 職場防護班の編成</p> <p>事故が発生した時又は発生するおそれがある場合、事故現場での職場防護活動を円滑に行うため災害現場の課長を職場防護班長として、事故現場の課員、事故現場に直接携わる放射線管理第二課員及び技術課員並びに現場指揮者が指名した者で職場防護班を編成する。</p> <p>3.3 防護組織の職務</p> <p>(1) 現場指揮者</p> <p>① 事故の状況を把握し、職場防護組織を設置して現場指揮所及び職場防護班、総務班、放管班を指揮統括する。</p>	<p>防護活動措置規則第19条</p> <p>防護活動措置規則第5条</p>

項目	内容	備考
	<p>② 事故の状況を所長及び再処理施設保安統括者（以下、「保安統括者」という）に報告する。 なお、所長は状況に応じ事業所対策会議又は防護活動本部を設置する。 事業所対策会議；異常事態が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、あるいは異常時 防護活動本部；非常事態が発生した場合、又は非常事態に発展するおそれのある場合と本社対策会議が判断したとき。</p> <p>③ 人命救助等の措置を講ずるため、線量当量限度を超えて作業者を被ばくさせる場合は作業者の同意を得た後、緊急作業に従事させる。</p> <p>④ 職場防護組織を継続する必要がないと判断した場合、職場防護組織を解散し、その旨を従業員等に対し速やかに周知する。</p> <p>(2) 現場指揮者代理 現場指揮者が不在の場合、その職務を代行する。</p> <p>(3) 総務班長 ① 班員を指揮して、情報の集約、関係部署への通報・連絡、放送、現場指揮所における記録等を行う。 ② 班員を指揮して、ユーティリティ設備の運転状況を確認し、確保に努めるとともに、その状況を現場指揮者に報告する。</p> <p>(4) 職場防護班長 現場指揮者の指示のもとに班員を指揮して防護活動を行う。その状況を現場指揮者に報告する。</p> <p>(5) 放管班長 班員を指揮して、作業員及び現場の汚染状況の確認、線量当量率の測定、退避者のスクリーニング等を行う。その状況を現場指揮者に報告する。また、立入制限区域設定等の放射線管理に必要な助言をする。</p> <p>(6) 現場指揮所付 現場指揮者の指示のもとに人員点呼・事故現場の状況把握・職場防護活動等に対し、現場指揮者に協力する。</p>	<p>保安規定第117条</p>

項目	内 容	備 考
	<p>(7) 職場防護班員</p> <p>① 現場復旧担当 事故の状況に応じて、消火、汚染拡大防止並びに復旧作業等の活動を行う。その他、必要な措置を行う。</p> <p>② 救護担当 事故の発生に伴って生じた負傷者の救護、並びに防災活動での負傷者の救護等の活動を行う。その他、必要な措置を行う。</p> <p>③ 放管担当 事故の発生に伴って生じた汚染者等のサーベイ、線量当量率の測定等の活動を行う。その他、必要な措置を行う。</p> <p>④ 技術担当 事故現場等のユーティリティ設備関係の運転維持、並びに設備の損傷等の応急措置の活動を行う。その他、必要な措置を行う。</p>	

項目	内 容	備 考
	<p style="text-align: center;">職場防護活動機能組織図</p> <p style="text-align: right;">災害現場</p> <p style="text-align: center;">← 現場指揮所 →</p> <pre> graph LR IC[現場指揮者] --- GC[総務班長] IC --- WPC[職場防護班長] IC --- RMC[放管班長] IC --- CPS[指揮所付] WPC --- WPS[職場防護班員] WPS --- SR[現場復旧担当] WPS --- RES[救護担当] WPS --- RM[放管担当] WPS --- TECH[技術担当] RMC --- RMB[放管班員] CPS --- NFM[核燃料取扱主務者・安全主任者・その他現場指揮者が指名する者] %% Site Command Post vs Disaster Site boundary subgraph Boundary direction LR B1[] --- B2[] end B1 --- GC B1 --- WPC B1 --- RMC B1 --- CPS B2 --- WPS B2 --- RMB B2 --- NFM %% Labels for Disaster Site side WPS --- L1[技術課員] WPS --- L2[現場の課員] RM --- L3[放射線管理第二課員] TECH --- L4[技術課員(ただし、TVFの場合は処理第三課員)] L4 --- L5[その他現場指揮者の指名した者] RMB --- L6[放射線管理第二課員] %% Labels for Command Post side GC --- L7[総務班員] GC --- L8[技術課員] %% Note for WPC WPC --- L9[災害現場の課長] %% Note for CPS CPS --- L10[核燃料取扱主務者・安全主任者・その他現場指揮者が指名する者] </pre>	

項目	内 容	備 考
4 緊急体制 組織下での職場防 護活動	<p>(1) 現場指揮者は、異常事態が非常事態に発展したとき又は発展するおそれのあるときは、速やかに所長に報告する。なお、所長は、本社対策会議において非常事態と決定されたとき又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、防護活動本部を設置する。</p> <p>(2) 緊急体制組織は所長を本部長とする防護活動本部と、環境施設部長を現場指揮者とする職場防護組織よりなる。</p> <p>(3) 防護活動本部の設置は所長が行い、防護活動の総括は本部長が行う。</p> <p>(4) 現場における防護活動の実施は、現場指揮者が職場防護班を指揮して行う。</p> <p>(5) 技術課長は、現場指揮者を補佐して本部等への情報連絡を確保するため、情報集約及び通報連絡責任者としてその任務に当たる。 本部等との通報連絡は口頭、又は次頁様式の速報により行う。</p>	<p>保安規定第60条 防護活動措置規則第14条</p> <p>同上第14条, 第15条</p> <p>防護活動措置規則第23条</p>

事故発生速報(第1報)

宛先	本社	部長	発信者	所長	発信日時	年	月	日	:
事故発生事業所	<input type="checkbox"/> 人形峠事業所 <input type="checkbox"/> 中部事業所		<input checked="" type="checkbox"/> 東海事業所 <input type="checkbox"/> 大洗工学センター		<input type="checkbox"/> ふげん発電所 <input type="checkbox"/> もんじゅ建設所				
事故発生日時	年 月 日 () 時 分 (<input type="checkbox"/> 発生 <input type="checkbox"/> 発見 <input type="checkbox"/> 判明)								
事故発生場所	<input type="checkbox"/> 施設内		施設名: (管理区域: <input type="checkbox"/> 内・ <input type="checkbox"/> 外)						
			施設の種類		<input type="checkbox"/> 原子炉施設 <input type="checkbox"/> 再処理施設 <input type="checkbox"/> 使用施設 <input type="checkbox"/> 加工施設		<input type="checkbox"/> 製錬施設 <input type="checkbox"/> RI施設 <input type="checkbox"/> 鉱山施設 <input type="checkbox"/> 一般施設		
	<input type="checkbox"/> 屋外		発生場所:						
	<input type="checkbox"/> その他 ()								
事故の種類	<input type="checkbox"/> 放射性物質等の盗取又は所在不明		<input type="checkbox"/> 核燃料物質 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> RI				
	<input type="checkbox"/> 妨害破壊行為 ()								
	<input type="checkbox"/> 原子力施設の故障		<input type="checkbox"/> 原子炉自動停止 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 設備等の故障等 (設備名:)						
	<input type="checkbox"/> 原子力施設又はRI施設の予期しない汚染								
	<input type="checkbox"/> 放射性物質等の予期しない漏えい又は排出								
	<input type="checkbox"/> 放射性物質等の運搬中の異常 ()								
	<input type="checkbox"/> 予期しない放射線被ばく、皮膚汚染等		<input type="checkbox"/> 外部被ばく <input type="checkbox"/> 皮膚汚染		<input type="checkbox"/> 内部被ばく <input type="checkbox"/> その他				
	<input type="checkbox"/> 人の障害		<input type="checkbox"/> 死亡 (名)		<input type="checkbox"/> 負傷 (名)				
	<input type="checkbox"/> 一般災害		<input type="checkbox"/> 火災		<input type="checkbox"/> 爆発		<input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 天災地変による被害等 ()								
その他、判明している事項	別添資料: <input type="checkbox"/> 有 (ページ) <input type="checkbox"/> 無								
事故発生部署	部署		工場			部・室		課・室	
	連絡責任者				電話番号				
以降の連絡先	氏名				役職名				
	電話番号								

注) 太枠内を記入し、不明な事項がある場合においては当該項目を空白のままとして、直ちに速報すること。

5. 各種事故等が発生した場合の対応措置

5.1 地震が発生した場合

環境施設内において地震を感知した場合の措置については、東海事業所「地震の点検及び通報指針」及び環境施設部「地震時の点検及び通報要領」に基づき、従業員等は以下の手順に従い措置するものとする。

5.1.1 勤務時間中

従業員	担当課長	技術課長	環境施設部長
<p>② 総務課からの地震情報により、震度が「3」以上の場合又は担当課長からの指示により、点検を実施し、点検結果を担当課長に報告する。</p> <p>(※) 異常を認めた場合は、応急措置を行うと共に担当課長へ報告する。</p> <p><u>震度4以上の場合</u> 点検結果を第1報は口頭で、第2報は書類を以て、それぞれ担当課長に報告する。</p>	<p>① 総務課からの地震情報により、震度が「3」以上の場合は、施設及び設備の点検並びに点検結果の報告を従業員に指示する。</p> <p>(※) 異常が発生した場合は、その復旧に努めると共に、環境施設部長及び技術課長に報告する。</p> <p><u>震度4以上の場合</u> 点検結果を第1報は口頭で、第2報は書類を以て、それぞれ技術課長に報告する。</p>	<p>(※) 担当課長からの報告により環境施設に異常が発生した場合は、環境施設部長に報告する。</p> <p><u>震度4以上の場合</u> 点検結果を第1報は口頭で、第2報は書類を以て、それぞれ環境施設部長及び総務課長に報告する。</p>	<p>(※) 担当課長及び技術課長からの報告等により、環境施設に被害が発生した場合又は発生する恐れがあると認めた場合は、現場指揮所等の措置をとる。</p>

5.1.2 日勤時間外及び休日

(1) 交替勤務等の場合

従 業 員	担 当 班 長	担 当 課 長	技 術 課 長	環 境 施 設 部 長
<p>③ 施設及び設備の点検を実施し班長に報告する。</p> <p>(※) 異常を認められた場合は、応急措置を行うと共に班長に報告する。</p> <p><u>震度 4 以上の場合</u> 点検結果を第 1 報は口頭で、第 2 報は書類を以て、それぞれ担当班長に報告する。</p>	<p>① 地震を感知した場合は、再処理警備所で震度を確認する。</p> <p>② 震度が「3」以上の場合は、放送等により施設及び設備の点検並びに点検結果の報告を指示する。</p> <p>④ 点検結果をまとめ放送等で従業員に周知する。</p> <p>⑤ 点検結果を担当課長に報告する。</p> <p>(※) 異常発生 of 報告を受けた場合は、必要に応じ現場に急行し、その復旧に努めると共に担当課長に報告する。</p> <p><u>震度 4 以上の場合</u> 点検結果を第 1 報は口頭で、第 2 報は書類を以て、それぞれ担当課長に報告する。</p>	<p>(※) 異常発生 of 報告を受けた場合は、環境施設部長及び技術課長に報告すると共にその復旧に努める。</p> <p><u>震度 4 以上の場合</u> 点検結果を第 1 報は口頭で、第 2 報は書類を以て、それぞれ技術課長に報告する。</p>	<p>(※) 担当課長からの報告により環境施設に異常が発生した場合は、環境施設部長に報告する。</p> <p><u>震度 4 以上の場合</u> 点検結果を第 1 報は口頭で、第 2 報は書類を以て、それぞれ環境施設部長及び総務課長に報告する。</p>	<p>(※) 担当課長及び技術課長からの報告等により、環境施設等に被害が発生した場合又は発生する恐れがあると認められた場合は、現場指揮所の設置等の措置をとる。</p>

(2) 勤務が日勤業務のみの場合

従 業 員	技 術 課 長	環 境 施 設 部 長
<p>② 予め技術課長より指名された従業員は、水戸気象台発表の震度を確認する。</p> <p>③ 震度4以上の場合、現場に急行し施設及び設備の点検を実施し、結果を技術課長に報告すると共に、翌出勤日朝に書類を以て技術課長に報告する。また、震度3の場合は翌出勤日始業前に施設及び設備の点検を実施し、結果を技術課長に報告する。</p> <p>(※) 異常を認めた場合は、応急措置を行うと共に、技術課長に報告する。</p>	<p>① 水戸気象台発表の震度を確認し、震度が「4」以上の場合、施設・設備の点検の実施及び点検結果の報告を従業員に指示する。また、震度3の場合は翌出勤日朝に施設・設備の点検及び点検結果の報告を従業員に指示する。</p> <p>④ 震度4以上の場合、点検結果の報告をまとめ環境施設部長及び総務課長に口頭で報告すると共に、翌出勤日朝に書類を以て環境施設部長及び総務課長に報告する。</p> <p>(※) 異常発生 of 報告を受けた場合は、必要に応じ現場に急行しその復旧に努めると共に、環境施設部長に報告する。</p>	<p>(※) 技術課長からの報告等により、環境施設等に被害が発生した場合、又は発生する恐れがあると認められた場合は、必要に応じ現場指揮所を設置する等の措置をとる。</p>

5.2 火災警報が吹鳴した場合

環境施設で火災警報が吹鳴あるいは火災が発生した場合、従業員は以下の手順に従い措置するものとする。

従業員	担当課長	再処理工場 警備監視室員	環境施設部長
<p>③ 当該区域に急行して現場の状況を確認し、火災発生を確認した場合は以下の措置を行う。</p> <p>④ 非常電話 2115 で通報する。</p> <p>⑤ 現場近くの従業員に大声で知らせる。</p> <p>⑥ 備え付けの消火器等で初期消火を行う。</p> <p>⑦ 担当課長に現場の状況を通報する。</p> <p>⑬ 職場防護班員は職場防護班長の指示により消火復旧作業等を行う。</p>	<p>② 警備監視室（PPセンター）よりの連絡を受けて警報吹鳴現場状況確認を従業員に指示する。</p> <p>⑧ 従業員より現場の状況の報告を受け、火災の場合は必要な措置を講ずる指示をし現場に急行する。</p> <p>⑨ 火災発生状況を環境施設部長に通報する。</p> <p>⑫ 現場指揮者の指示のもとに職場防護班を編成して消火活動を行う。</p>	<p>① 警備監視室員（PPセンター）は、火災警報が吹鳴した場合、ただちに環境施設部当該施設各課長に通報する。</p>	<p>⑩ 火災発生を従業員等に放送等で周知する。</p> <p>⑪ 必要な場合には、現場指揮所を設置しこのことを従業員等に周知するとともに防護活動状況を所長及び保安統括者に報告する。</p>

従業員	担当課長	再処理工場 警備監視室員	環境施設部長
<p>⑱ 現場復帰する。</p>	<p>⑮ 鎮火したら、消火活動が終了したことを現場指揮者に報告するとともに放射線管理の措置等復旧に必要な安全上の措置を行う。</p>		<p>⑭ 鎮火しない場合は、その旨を所長に報告する。また、消防班の協力を要請する。</p> <p>⑯ 所長に職場防護活動が終了したことを報告し、職場防護組織の解散の承認を得る。</p> <p>⑰ 従業員等に対して鎮火したこと及び職場防護組織を解散することを周知する。</p> <p>⑱ 現場復帰を放送等で指示する。</p>

5.3 ガンマ線エリアモニタ警報が吹鳴した場合

環境施設内の定置式モニタのうちガンマ線エリアモニタの警報が吹鳴した場合、従業員は以下の手順に従い処置するものとする。

従業員	担当課長	放射線管理第二課長	環境施設部長
<p>① 当該警報の吹鳴を確認した者は、同室作業員及び付近にいる者に警報吹鳴を知らせるとともに、当該場所より廊下等の安全な場所に退避する。また、退避時は可能な範囲で必要な処置を講ずる。</p> <p>③ 退避後、当該区域の従業員は、現場の状況等を担当課長に通報しその指示に従う。</p> <p>⑦ 指示により、災害の拡大防止等の作業を行う。</p>	<p>④ 通報を受けた担当課長は、現場に急行し状況を確認して必要な指示を与える。</p> <p>⑥ 担当課長は放射線管理第二課長と協議し災害防止措置の指示をする。</p> <p>⑧ 担当課長は現場の状況を把握し環境施設部長にその旨報告する。</p>	<p>② 放射線管理第二課長は警報が吹鳴したことを放送等により当該区域の従業員等に周知する。また、課員を現場に急行させ状況を確認させる。</p> <p>⑤ 現場の状況等について区域管理者に通知するとともに担当課長に対し放射線防護上の処置に関し必要な助言、支援及び指導を行う。</p>	<p>⑨ 担当課長の報告を受け必要な場合には職場防護班の編成を担当課長に指示するとともに現場指揮所の設置を行い、所長及び保安統括者に報告する。又、現場指揮所を設置したことを放送等で周知する。</p>

従業員	担当課長	放射線管理第二課長	環境施設部長
<p>⑫ 職場防護班は、職場防護班長の指示により防護活動及び復旧作業を行う。</p>	<p>⑪ 職場防護班長は、現場指揮者の指示により職場防護班を編成し、防護活動及び復旧活動を行う。</p> <p>⑬ 職場防護班長は、防護活動状況を現場指揮者に報告する。</p> <p>⑭ 職場防護班長は、防護活動が終了したことを現場指揮者に報告する。</p>		<p>⑩ 警報吹鳴以降の状態が異常事態に発展し又はそのおそれのある場合は所長及び保安統括者に報告する。</p> <p>⑮ 所長に職場防護活動が終了したことを報告し、職場防護班の解散の承認を得る。</p> <p>⑯ 従業員等に対し放送等により現場復帰の指示をする。</p>

5.4 ベータ線ダストモニタ警報が吹鳴した場合

環境施設内の定置式モニタのうちベータ線ダストモニタの警報が吹鳴した場合、従業員は以下の手順に従い措置するものとする。

従業員	担当課長	放射線管理第二課長	環境施設部長
<p>① 当該警報の吹鳴を確認した者は、同室作業者及び付近にいる者に警報吹鳴を知らせるとともに、当該場所より廊下等の安全な場所に退避する。また、退避時は可能な範囲で必要な処置を講ずる。</p> <p>③ 退避後、当該区域の従業員は、現場の状況等を担当課長に通報しその指示に従う。また、身体汚染の状況の確認も行う。</p> <p>⑦ 指示により、災害の拡大防止等の作業を行う。</p>	<p>④ 通報を受けた担当課長は、現場に急行し状況を確認して必要な指示を与える。</p> <p>⑥ 担当課長は放射線管理第二課長と協議し災害防止措置の指示をする。</p> <p>⑧ 担当課長は現場の状況を把握し環境施設部長にその旨報告する。</p>	<p>② 放射線管理第二課長は、警報が吹鳴したことを放送により当該区域の従業員等に周知する。また、課員を現場に急行させ状況を確認させる。</p> <p>⑤ 現場の状況等について区域管理者に通知するとともに担当課長に対し放射線防護上の処置に関し必要な助言、支援及び指導を行う。</p>	<p>⑨ 担当課長の報告を受け必要な場合には、職場防護班の編成を担当課長に指示するとともに現場指揮所を設置し、所長及び保安統括者に報告するとともに、放送等で周知する。</p>

従 業 員	担 当 課 長	放射線管理第二課長	環 境 施 設 部 長
<p>⑫ 職場防護班員は、職場防護班長の指示により防護活動及び復旧作業を行う。</p> <p>⑬ 現場復帰する。</p>	<p>⑪ 職場防護班長は、現場指揮者の指示により職場防護班を編成し、防護活動及び復旧活動を行う。</p> <p>⑬ 職場防護班長は、防護活動状況を現場指揮者に報告する。</p> <p>⑭ 職場防護班長は、防護活動が終了したことを現場指揮者に報告する。</p>		<p>⑩ 警報吹鳴以降の状態が異常事態に発展し又はそのおそれのある場合は所長及び保安統括者に報告する。</p> <p>⑮ 所長に職場防護活動が終了したことを報告し、職場防護組織の解散の承認を得る。</p> <p>⑯ 従業員等に対し放送等により現場復帰の指示をする。</p>

5.5 建屋及びセル換気系の負圧警報が吹鳴した場合

環境施設の建屋及びセル換気系の負圧警報が吹鳴した場合、従業員は以下の手順に従い措置するものとする。

従 業 員	技 術 課 長	環 境 施 設 部 長
<p>① 当該警報の吹鳴を確認した者は、技術課長に通報する。 (ただし、TVFについては処理第三課長に通報する。)</p>	<p>② 技術課長は、直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずる。 (ただし、TVFについては処理第三課長が直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずる。)</p> <p>③ 技術課長は、必要と認めた場合は、環境施設部長に通報する。 (ただし、TVFについては、処理第三課長が必要と認めた場合、環境施設部長に通報する。)</p>	<p>④ 環境施設部長は必要な措置を講ずるとともに保安統括者及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>

5.6 セル内温度警報が吹鳴した場合

環境施設のセル内温度警報が吹鳴した場合、従業員は以下の手順に従い措置するものとする。

従 業 員	担 当 課 長	環 境 施 設 部 長
<p>① 当該警報の吹鳴を確認したら、直ちに班長に通報する。班長は担当課長に通報する。</p> <p>③ 担当課長の指示に従い</p> <p>(a) 警報吹鳴状況の確認</p> <p>(b) 検知器の作動状況の確認を行う。</p> <p>⑤ 火災発生を確認した場合は、近くの火災報知器の釦を押し火災警報を吹鳴させる。電話 2 1 1 5 で緊急連絡をする。</p> <p>⑩ 職場防護班員は、職場防護班長の指示により、工程の停止、消火活動等防護活動及び復旧作業を行う。</p> <p>⑯ 現場復帰する。</p>	<p>② 班長から通報を受け警報吹鳴状況の確認及び必要な措置を講ずる指示をし、現場に急行する。</p> <p>④ ③の結果、異常がなかった場合は、当該警報装置の誤作動と判断し、当該警報計器類の点検等を依頼する。</p> <p>⑥ 火災発生を環境施設部長に通報するとともに換気系統の停止を技術課長に依頼する。 (ただし、TVFについては処理第三課長が火災発生を環境施設部長に通報するとともに換気系統の停止を行う。)</p> <p>⑧ 職場防護班を編成し必要に応じ工程の停止、放射線防護上の処置及び消火活動等を行う。</p> <p>⑪ 防護活動の状況を現場指揮者に報告する。</p> <p>⑬ 鎮火したら、防護活動が終了したことを現場指揮者に報告する。</p>	<p>⑦ 火災発生を従業員等に放送等で周知するとともに防護活動状況を所長及び保安統括者に報告する。</p> <p>⑨ 現場指揮所を設置しこのことを従業員等に放送等で周知するとともに所長及び保安統括者に報告する。</p> <p>⑫ 鎮火しない場合は、非常事態に発展する恐れがあることを速やかに所長に報告する。</p> <p>⑭ 職場防護活動が終了したことを所長に報告し、職場防護組織の解散の承認を得る。</p> <p>⑮ 従業員等に対して鎮火したこと及び職場防護組織を解散することを周知する。</p>

5.7 セル内漏洩検知警報が作動した場合

セル内漏洩検知警報が作動した場合、従業員は以下の手順に従い措置するものとする。

従 業 員	担 当 課 長	環 境 施 設 部 長
<p>① 当該警報の作動を確認したら、直ちに班長に通報する。班長は担当課長に通報する。</p> <p>③ 担当課長の指示に従い (a) ドリフトレイの液量の点検 (b) サンプリングをし分析を依頼する。</p> <p>④ ③の結果あるいは経過状況を班長を通じて担当課長に連絡する。</p> <p>⑥ ⑤の指示に基づき処置する。</p>	<p>② 班長から通報を受け原因究明と必要な措置を講ずる指示をし、現場に急行する。</p> <p>⑤ 液の漏洩が継続する場合には、必要な措置を講ずるよう指示する。</p> <p>⑦ 環境施設部長に通報する。</p>	<p>⑩ 環境施設部長は必要な措置を講ずるとともに保安統括者及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>

5.8 ドア警報が吹鳴した場合

環境施設において、ドア警報（保全区域との境界ドア）が吹鳴した場合、従業員は以下の手順に従い措置するものとする。

扉 管 理 者	技 術 課 長	再処理工場警備監視室員	放射線管理第二課長
<p>③ 通報を受けた扉管理者は技術課長と協力して原因を調査する。 （ただし、TVFについては扉管理者（処理第三課長）が、原因を調査する。）</p> <p>⑤ 必要な場合、放射線管理第二課長に汚染拡大防止処置の依頼を行う。</p>	<p>④ 通報を受けた技術課長は扉管理者と協力して原因を調査し適切な措置を講ずるとともに負圧バランスの維持に努める。 （ただし、TVFについては処理第三課長が原因を調査し適切な措置を講ずるとともに負圧バランスの維持に努める。）</p> <p>⑥ 必要な場合、放射線管理第二課長に汚染拡大防止処置の依頼を行う。</p>	<p>② 警備監視室員は、ドア警報吹鳴時常に扉開閉連絡票との照合及び開放時間の確認を行う。 上記確認において不備を発見した場合は環境施設部技術課長及び扉管理者に通報する。</p>	<p>① 当該ドア警報吹鳴場所の確認をする。</p> <p>⑦ 環境施設部技術課長等関係部署からの依頼に基づき、当該箇所の汚染拡大防止に係る放射線管理を行う。</p>

5.9 人身事故が発生した場合

環境施設（施設の内部及び保全区域）において、人身事故（5.11汚染事故を除く）が発生した場合、従業員は以下の手順に従い措置するものとする。

当事者及び同室者 又は近隣者	救 急 員	担 当 課 長 放射線管理第二課長	環 境 施 設 部 長 技 術 課 長
<p>① 人身事故を起こした者あるいは発見した者は、同室作業者又は近隣者に連絡するとともに被害者に応急措置を講ずる。 （近隣者に救急員がいれば応援を依頼する。また、緊急を要すると判断した場合は直接健康管理室あるいは電話2115により総務課等に救急車の出動要請をする。）</p> <p>③ 同室作業者又は近隣作業者は担当課長に通報する。又管理区域内の事故の場合は放射線管理第二課員に通報する。</p>	<p>② 応急措置の要請を受けた救急員は現場に急行し応急救護措置を行う。</p>	<p>④ 担当課長は現場に急行し状況を把握、必要に応じて労務課長に救急車の出動を要請する。 また、被災状況について環境施設部長に通報する。</p> <p>放射線管理第二課長は現場に急行し被害者の放射線管理上の取扱について状況を把握し適切な指導を行う。</p>	<p>⑤ 環境施設部長は状況等について所長及び保安統括者に報告する。ただし軽微なものを除く。</p> <p>技術課長は関係部署に連絡する。</p>

5.10 核燃料物質等の運搬中に車輛に係る異常が生じた場合

周辺監視区域内で核燃料物質等（核燃料物質、放射性同位元素又はそれらによって汚染された物）を運搬中、車輛に係る異常が発生した場合、従業員は以下の手順に従い措置するものとする。

運 搬 作 業 者	運 搬 担 当 課 長	環 境 施 設 部 長
<p>〔車輛の衝突転倒及び積荷崩れ等が発生した場合〕</p> <p>① 人身事故の有無、放射性物質の漏洩及び汚染の有無を確認する。</p> <p>② 事故の状況を運搬担当課長に通報する。</p> <p>〔人身事故がある場合〕</p> <p>① 負傷者に救急処置をとるとともに付近の者に事故発生を知らせ必要な措置について協力を求める。</p> <p>〔放射線被ばく、身体汚染又は野外環境汚染の場合〕</p> <p>① 汚染者の保護、事故現場付近の立ち入り禁止等、被ばく拡大を防止するために必要な応急処置を講じるとともに付近の者に事故発生を知らせ、必要な措置について協力を求める。</p>	<p>③ 通報を受け必要な措置を講じるよう指示するとともに、環境施設部長、放射線管理第二課長、搬出担当課長及び受取先担当課長に報告し、現場に急行する。</p> <p>④ 技術課長は、関係部署へ連絡する。</p>	<p>⑤ 適正な措置を講ずるよう指示するとともに所長、及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>⑥ 状況に応じて保全区域内、施設内従業員に放送等で事故発生を周知する。</p>

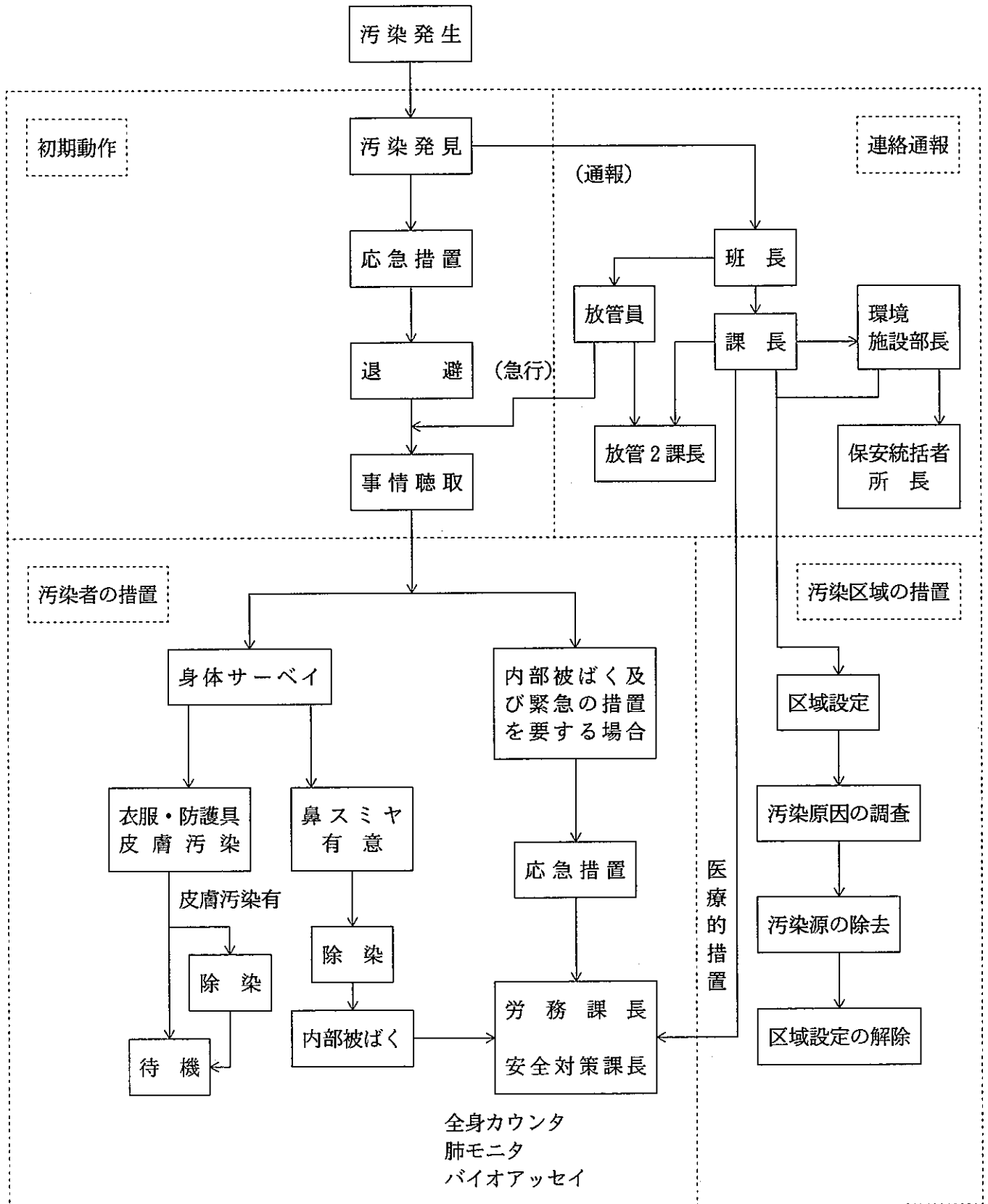
5.11 汚染事故が発生した場合

環境施設において主に身体汚染等（吸入摂取、経口摂取、汚染を伴う創傷等）を伴う汚染事故が発生した場合、従業員は以下の手順に従い措置するものとする。なお、作業者の身体汚染の可能性が小さく、当該区域の放射線管理モニタが吹鳴した場合の措置については、5.3項、又は5.4項に従うものとする。

従業員	担当課長	放射線管理第二課長 安全対策課長 労務課長	環境施設部長
<p>① 発見者又は当事者は、当該区域内作業者に通報するとともに状況に応じ可能な範囲で必要な応急措置を実施後、当該場所より他の区域（汚染の影響の及ばない範囲）まで退避する。なおこの際においても人命優先の原則は厳守する。</p> <p>② 退避後は、当該区域の作業者は身体的異常（外傷等の有無）及び身体汚染状況の確認を行うとともに速やかに担当課長及び放射線管理第二課員に通報する。</p> <p>なお、当該区域作業者は汚染当事者からの事情聴取よりあきらかに内部被ばく（経口、吸入等）あるいは緊急の措置（創傷等）を要すると判断した場合、その旨を至急課長に報告する。課長の指示に従い搬送する。</p>	<p>③ 事故発生の通報を受けた担当課長は、事故の状況を把握した後、環境施設部長に通報するとともに必要に応じ関係部署に連絡する。</p> <p>なお、あきらかに内部被ばくがある場合、あるいは緊急の措置が必要な場合は労務課長又は安全対策課長に連絡するとともに当該作業者の運搬方法について指示する。</p>	<p>④ 連絡を受けた放射線管理第二課長は課員を現場に急行させ汚染状況確認を行うとともに担当課長に放射線防護上の措置に関し、必要な助言・支援及び指導等を行う。</p>	<p>⑤ 事故状況の報告を受けた環境施設部長は必要に応じ従業員等に周知する。</p>

従業員	担当課長	放射線管理第二課長 安全対策課長 労務課長	環境施設部長
<p>⑥ 放射線管理第二課員の到着を待つ。 到着後は放射線管理第二課員の指示に従い皮膚除染等必要な措置をとる。</p>	<p>⑦ 状況に応じ表-3に示す。放送設備等を利用し、一斉退避の指示をする。</p>	<p>◎ 放射線管理第二課員は状況に応じ衣服の交換を行う。緊急除染場所において皮膚の除染等の作業を行う。 ◎ 労務課長は医療的措置を実施する。 ◎ 安全対策課長は内部被ばくの評価を実施する。</p>	<p>⑧ 事故の状況等を所長及び保安統括者に報告する。 ◎ 事故の規模を把握し必要に応じ、放射線管理第二課長と協議し立入制限等の区域設定を行うとともに、その旨従業員に周知する。 区域設定後速やかに元の状態に復帰するよう、汚染拡大防止及び除染作業について指示する。 ◎ 汚染の除去等が完了し、正常復帰した場合、区域設定解除を行うとともに、その旨を従業員に周知する。</p>

汚染事故が発生した場合の措置フロー



5.12 臨界警報が吹鳴した場合

再処理工場内において臨界警報が吹鳴した場合、環境施設にいる従業員は以下の手順に従い行動するものとする。なお、表-4に環境施設における集合場所を示す。

従業員	担当課長	環境施設部長
<p>① 臨界警報を放送で確認した従業員は直ちに定められた場所に集合する。</p> <p>③ 人員確認及び現場の運転状況を担当課長に報告する。</p> <p>◎ その後は指示があるまで整然とそのまま待機する。</p>	<p>② 人員確認及び現場の状況報告を指示する。</p> <p>④ 人員確認結果及び現場の運転状況を環境施設部長に報告する。</p>	<p>⑤ ④の報告を受け保安統括者に報告する。</p>

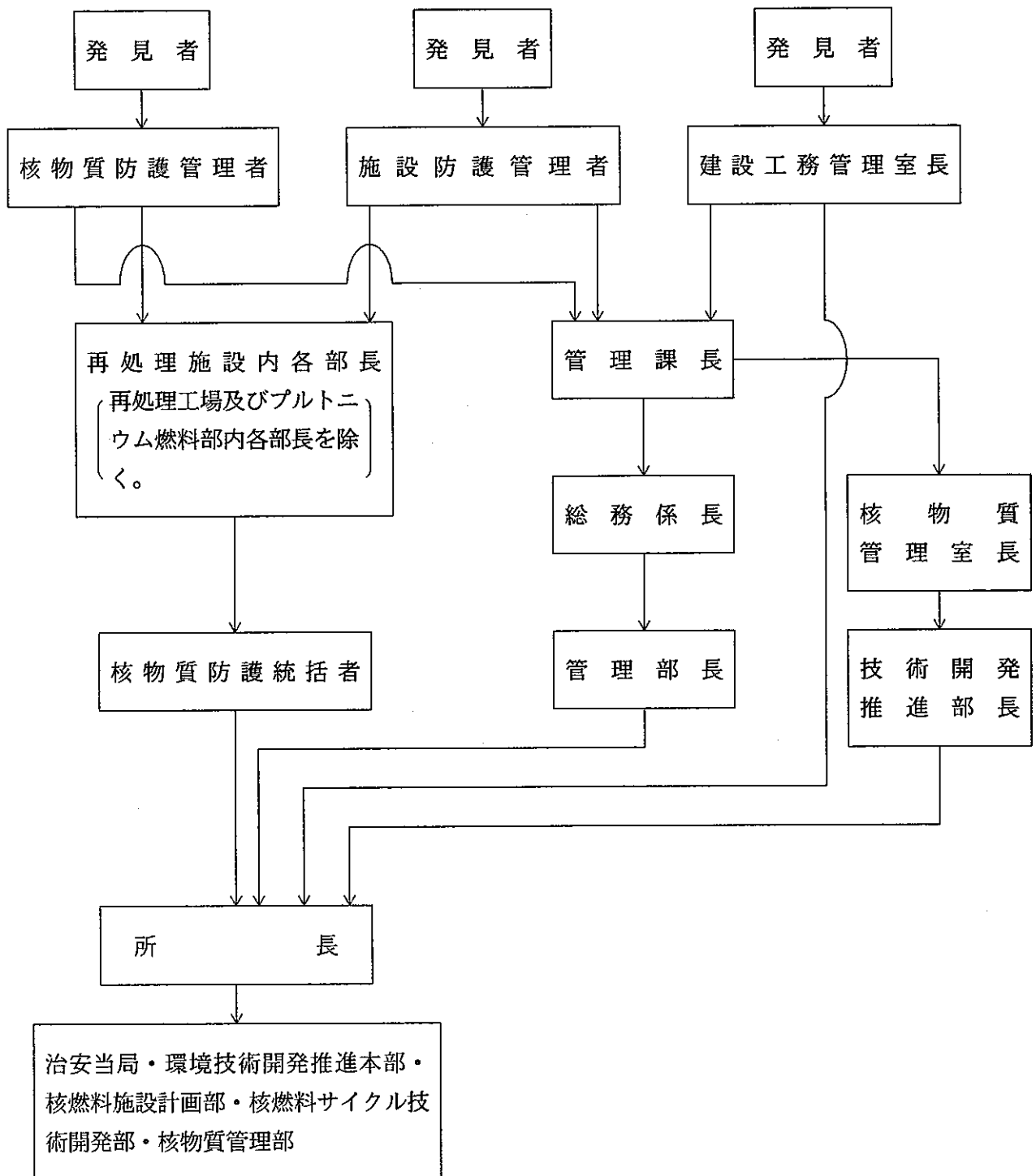
※ 再処理工場内において臨界警報が吹鳴した場合は、再処理工場の手順に従い行動するものとする。

5.13 核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じた場合

従業員は核燃料物質等の盗取又は所在不明が発見された時は、直ちに核物質防護管理者（各課長）等に通報しなければならない。また、汚染防止に必要な措置を除き、指示あるまで現状保持に努めなければならない。

下記の東海事業所核物質防護規則による連絡通報系統によって通報する。

(環 境 施 設)



5.14 停電又は瞬時停電が発生した場合

環境施設で停電又は瞬時停電（以下、停電等という。）が発生した場合、従業員等は以下の手順に従い措置するものとする。

5.14.1 勤務時間中

従業員	担当課長	技術課長	環境施設部長
<p>④ 施設及び設備の点検を実施し、点検結果を担当課長に報告する。</p> <p>(※) 異常を認めた場合は、応急措置を行うと共に、担当課長に報告する。</p>	<p>③ 技術課長の指示により（ただし、処理第三課長は除く。）、従業員に点検の実施並びに点検結果の報告を指示する。</p> <p>⑤ 点検結果を技術課長に報告する。</p> <p>(※) 異常が発生した場合は、技術課長と連携しその復旧に努める。</p>	<p>① 停電を確認した場合は、建設工務管理室長より、停電発生状況の把握に努める。（TVFの場合は、処理第三課長が停電発生状況の把握に努める。）</p> <p>② 電話等により各課長に施設及び設備の点検並びに点検結果の報告を指示する。 （ただし、処理第三課長は除く。）</p> <p>⑥ 各課の点検結果を取りまとめ、環境施設部長及び総務課長に報告する。</p> <p>(※) 環境施設に異常が発生した場合は、担当課長と連携しその復旧に努めると共に、環境施設部長に報告する。</p>	<p>(※) 技術課長からの報告等により、環境施設に被害が発生した場合又は発生する恐れがあると認められた場合は、現場指揮所を設置する等の措置をとる。</p>

5.14.2 日勤時間外及び休日

(1) 交替勤務等の場合

従 業 員	担 当 班 長	担 当 課 長	技 術 課 長	環 境 施 設 部 長
<p>① 停電等を確認した場合は、担当班長に連絡する。</p> <p>③ 施設及び設備の点検を実施し、点検結果を担当班長に報告する。</p> <p>(※) 異常を認められた場合は応急措置を行うと共に、班長に報告する。</p>	<p>② 放送等により、施設・設備の点検及び点検結果の報告を指示する。</p> <p>④ 点検結果を担当課長に報告する。</p> <p>(※) 異常が発生した場合は、担当課長に報告する。</p>	<p>⑤ 点検結果を技術課長に報告する。</p> <p>(※) 担当班長から異常発生連絡を受けた場合は、必要に応じ現場に急行し、その復旧に努めると共に技術課長に報告する。</p>	<p>③ 建設工務管理室長からの報告により、必要に応じ現場に赴き、停電等発生後の施設及び設備の状況を把握する。</p> <p>⑥ 各課の点検結果を取りまとめ、環境施設部長及び総務課長に報告する。</p> <p>(※) 担当課長からの報告により、環境施設に異常が発生した場合は、環境施設部長に連絡をする。</p>	<p>(※) 技術課長からの報告により、環境施設に被害が発生した場合又は発生する恐れがあると認めた場合は、現場指揮所を設置する等の措置をとる。</p>

(2) 勤務が日勤業務のみの場合

従業員	技術課長	環境施設部長
<p>② 技術課長からの連絡により、各施設の点検担当者は現場に急行し、施設及び設備の点検を行い、点検結果を技術課長へ報告する。</p> <p>(※) 異常を認めた場合は、応急措置を行うと共に技術課長へ報告する。</p>	<p>① 建設工務管理室長からの報告により、停電等発生連絡を受けた場合は、従業員へ施設及び設備の点検及び点検結果の報告を指示する。</p> <p>③ 点検結果の報告をまとめ、環境施設部長及び総務課長へ報告する。</p> <p>(※) 従業員から異常発生報告を受けた場合は、必要に応じ現場に急行しその復旧に努めると共に、環境施設部長に連絡する。</p>	<p>(※) 技術課長からの報告により環境施設に被害が発生した場合又は、発生の恐れがあると認めた場合は、必要に応じ現場指揮所を設置する等の措置をとる。</p>

項目	内 容					備 考
6.保安教育 訓練 6.1	環境施設部における保安教育訓練は、下記により実施するものとする。 保安教育訓練項目 保安教育訓練は以下の通り実施するものとする。					保安規定第54条、 第55条 放射線管理基準 第10章
責任者	計 画 作成者	保安教育 訓練項目	訓 練 内 容	回 数	計画 提出先 報告	
所 長	/	事業所総 合	火災、爆発、地震 などによる非常事 態の措置	1回/年 以上	/	
環境施 設部長	技 術 課 担 当 者	環 境 施 設 総 合	火災などの異常事 態等の運転操作訓 練、消火訓練、避 難訓練等	1回/年 以上	保安統括者 写： 放管 安対	
課 長	各課計画 担 当 者	講義学習	安全作業基準など による緊急措置の 原則不安全行為、 要因の除去、異常、 事故の解析、放射 線防護の基礎知識、 防護装備など	1回/年 以上	保安統括者 写： 放管 安対	
		基本動作 実 技	通報、連絡、応急 措置、警報と退避 行動、防護装備装 着、放射線サーベ イ汚染除去（身体、 屋内）消火、救護 など			

項目	内 容	備 考
6.2	<p>報 告</p> <p>保安教育訓練実施後は、訓練参加者及びモニタで反省会などを行い、訓練の結果をまとめ報告書を作成し関係部署に提出すること。</p>	
7.事故の報告等		<p>防護活動措置規則第26条</p>
7.1	<p>記 録</p> <p>環境施設部長は、事故が発生した時は、その日時、当事者、状況、措置、原因などを記録し保管しなければならない。</p>	<p>保安規定第77条</p>
7.2	<p>報 告</p> <p>環境施設部長は、事故が発生した時は、その内容を所長及び保安統括者に報告しなければならない。</p>	<p>防護活動措置規則第26条</p>
	<p>注(1) 事故の要因分析については「参考資料－1」による。</p>	

表-1 緊急用機材一覧

器 材 名 称	仕 様 等	数 量	保管担当課	保 管 場 所
電工ドラム	AC单相 100V	各2台	技術課 処理三課	SUS工場
アルミ梯子		各1台		”
脚立		各1台	”	”
A型バリヤ		各5台	”	”
警戒灯標識ポール		各5本	”	”
トラロープ	30m	各2本	”	”
投光器	AC单相 100V	各2台	技術課 処理三課	Z施設
懐中電灯		各2個		”
工具セット		各1式	”	”
番線カッター		各1個	”	”
ハンドマイク		各1台	”	”
キャップライト	ヘルメット取り付け用	各3個	”	”
局所排風機	AC 100V	各1台	技術課 処理一課 処理三課	担当課
酸素濃度計	延長コード付	各1台		技術課 処理一課 処理三課
携帯用酸素吸入器		各1台	技術課 処理一課 処理三課	”
トランシーバー		各1式		技術課 処理一課 処理三課
担架		各1台	技術課 処理一課 処理三課	”
				技術課 処理一課 処理三課

表-2 環境施設放射線監視機器

管理対象 測定項目	作 業 環 境 等			個 人
	警報を発する	連 続 的 等	随 時	
空間の線量等量率	ガンマ線 エリアモニタ	TLD	サーベイメータ	個人線量計
空气中放射性物質の濃度	ベータ線 ダストモニタ 排気モニタ	エ ア ス ニ フ ァ シ ス テ ム	各 種 エ ア サ ン プ ラ	個人用 ダスト サンブラ
表面放射性物質の密度	X		サーベイメータ	ハンドフットクロス モニタ ゲートモニタ ス ミ ヤ 法 サーベイメータ

表-3 (1) 再処理施設放送設備概要

優先順位	放送区分	内容
第1位	緊急退避命令放送	分析所（G220）又は再処理工場管理課居室より一斉放送
第2位	運転指令放送	分析所、各ブランレピータ又は再処理工場管理課居室から系統別放送 CB（G220）、ASP（G218）、Kr（G207）
第3位	一般業務放送	再処理工場管理課居室より放送（放送チャイム）
第4位	ページング放送	各工場内線電話による一斉及び系統別放送（個人呼出し） 70 全館 71 管理事務棟、技術管理棟、UO ₃ 、第2UO ₃ 、資材庫、補修工場、車庫、中間開閉所、第2中間開閉所 72 MP, DS, DN, HAW, HASWS, 第2HASWS 73 AAF, E, スラッジ、第2スラッジ、廃溶媒貯蔵場、廃溶媒処理技術開発施設、IF 74 CB 75 Z, C, アスファルト固化処理施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、第1LASWS、第2LASWS 76 Kr回収施設 77 Pu転換施設
第5位	BGM放送	再処理工場管理課居室より、マイク、テープなど系統別放送

表-3 (2) ガラス固化技術開発施設放送設備概要

優先順位	放送区分	内容
第1位	TVFからの緊急放送	制御室（G240）、環境施設部技術課居室、及び処理第三課居室より一斉放送
第2位	緊急退避命令放送	分析所（G220）又は再処理工場管理課居室より一斉放送
第3位	運転指令放送	分析所、各ブランレピータ又は再処理工場管理課居室から系統別放送 CB（G220）、ASP（G218）、Kr（G207）
第4位	一般業務放送	再処理工場管理課居室より放送（放送チャイム）
第5位	TVFからの一般放送	制御室（G240）、環境施設部技術課居室、及び処理第三課居室より一斉放送

※ 前頁施設略称の正式名称

MP	: 分離精製工場	C	: 放出廃液油分除去施設
DS	: 除染場	UO ₃	: ウラン貯蔵所
AAF	: 廃棄物処理場	第2UO ₃	: 第二ウラン貯蔵所
E	: 第二低放射性廃液蒸発処理施設	CB	: 分析所
Z	: 第三低放射性廃液蒸発処理施設	Asp	: アスファルト固化処理施設
スラッジ	: スラッジ貯蔵場	HAW	: 高放射性廃液貯蔵場
第2スラッジ	: 第二スラッジ貯蔵場	Pu転換	: プルトニウム転換技術開発施設
第1LASWS	: 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場	Kr	: クリプトン回収技術開発施設
第2LASWS	: 第二	DN	: ウラン脱硝施設
HASWS	: 高放射性固体廃棄物貯蔵庫	IF	: 焼却施設
第2HASWS	: 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設	TVF	: ガラス固化技術開発施設

表-4 臨界警報吹鳴時の集合場所

対 象 区 域	集 合 場 所	備 考
アスファルト固化処理施設管理区域	G 2 1 8	服装、靴などは集合場所 の装備に合わせる
アスファルト固化体貯蔵施設管理区域	G 2 1 1	
第二アスファルト固化体貯蔵施設管理区域	G 3 1 2	
廃溶媒処理技術開発施設管理区域	G 2 0 1	
高放射性固体廃棄物貯蔵庫	G 1 3 1	
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設	G 0 6 2	
第一低放射性固体廃棄物貯蔵場	W 5 0 8	
第二低放射性固体廃棄物貯蔵場	G 1 0 4	
ガラス固化技術開発施設	G 2 4 0	
アスファルト固化処理施設 非管理区域	各 居 室	服装、靴などは通常 のまま
アスファルト固化体貯蔵施設 ”		
第二アスファルト固化体貯蔵施設 ”		
廃溶媒処理技術開発施設 ”		
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 ”		
ガラス固化技術開発施設 ”		

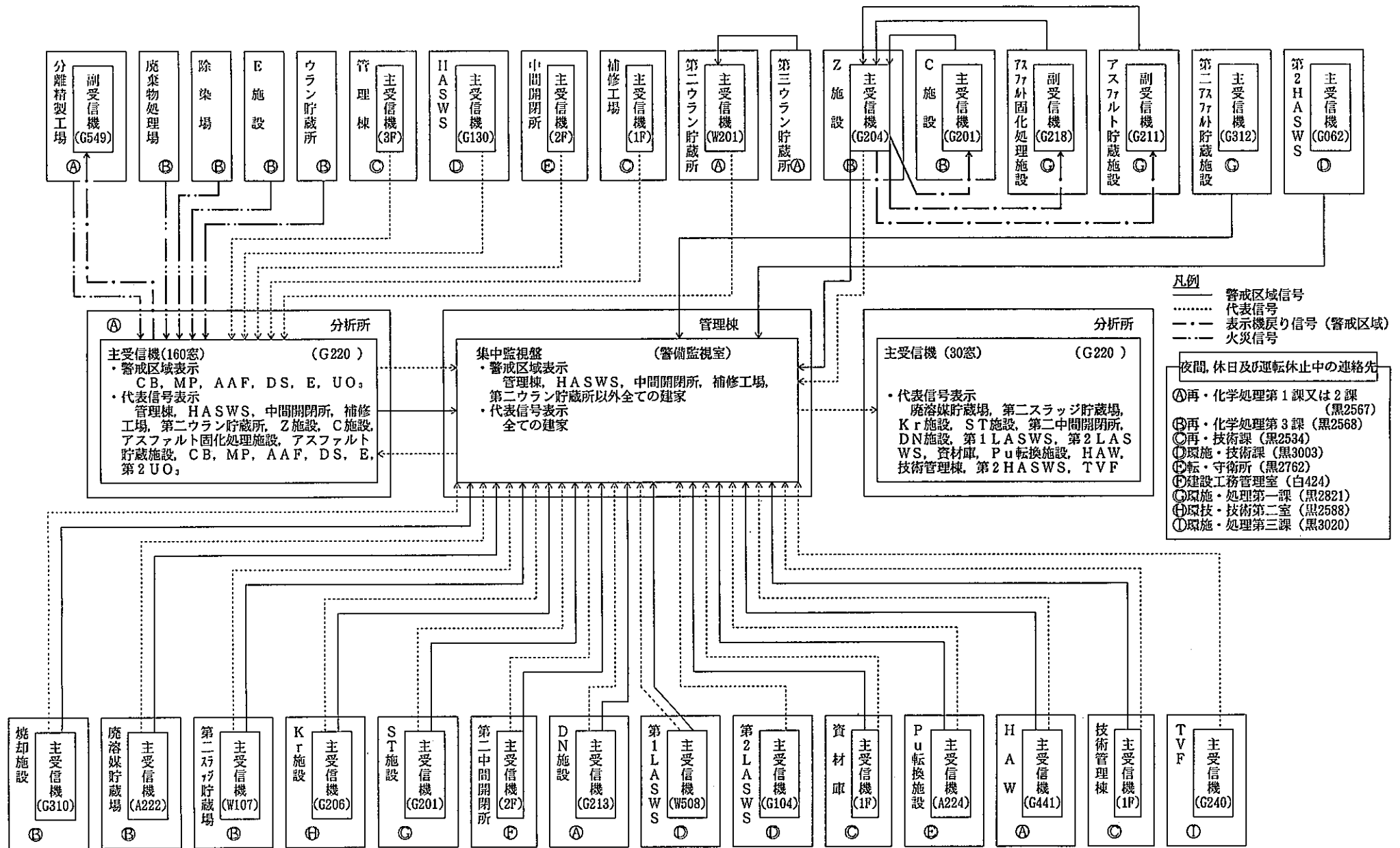


図 - 1 自動火災報知設備概要系統図

事故等対応・要因分析書適用要領

1. 事故等対応・要因分析書の構成

事故等対応・要因分析書は次の3式で構成する。

- ① 時系列
- ② 事故等の内容
- ③ 要因分析・対策検討表

(1) 時系列

本様式は、標準様式として定めたものであり内容が抜けなく記載されるものであれば各事業所で使用し易い様式を定め「I. 時系列」として構成しても良い。

(2) 事故等の内容

事故等の内容は、次の4様式で構成する。

- ① 事故等の内容
- ② 添付書類1（人身）
- ③ 添付書類2（施設・設備・機器）
- ④ 添付書類3（当該事故等に係わる事項）

(3) 要因分析・対策検討表

要因分析・対策検討表は、次の4様式で構成する。

- ① 人（作業員）について
- ② 施設・設備・機器等について
- ③ 管理・体制について
- ④ 環境について

2. 事故等対応・要因分析書の適用範囲

(1) 使用目的

本書は、本社及び関係機関等への〔速報〕用の書式として定めたものではなく、〔速報〕内容の誤りを防止するためのデータベース、事故等が発生した直後に必要な情報を抜けなく得るためのチェックシート、事故再発防止のための解析用など内部資料として用いることを目的としている。

① 時系列

事故等が発生した場合、「何が起こったのか正確に判断する」、「二次的に何が起ころうとしているのか的確に判断する」、「対応が適切か、抜けがないか確認する」、「発生原因を出来る限り正確に把握する」ことが必要である。

これらの判断、確認等を確実にを行う目的で時系列を用いる。

② 事故等の内容

時系列で列挙された「事故時の発生状況（何が起こったのか）」及び「発生後の事故等経過と対応状況（対応が適切か）」並びに「事故等発生までの運転状況等」を、系統立てて整理して後の要因分析が的確に行なえるようにするために用いる。

③ 要因分析・対策検討表

事故等の内容で確認された事実に基づき真の発生原因を把握して、再発防止のための対策を確立するために用いる。

(2) 適用範囲

「事故対策関係規程集」に基づき対応するように定められている事故等が発生した場合は、本書を適用して、対応する。

(3) 本社提出

本書は、事故等対応が終了したら必要な情報を抜けなく記載し、当該部課室で事故再発防止のために活用を図るとともに、事故等報告書の報告ルートに従って本社安全部に提出する。提出時期は特に定めてないが、可能な限り早く提出する。

3. 事故等対応・要因分析の記載要領

(1) 時系列

時系列は、以下について記載する。

① 事故等の発生状況（何が起こったのか的確に記載する）

② 発生後の事故等経過及び対応状況（二次的に何かが起ころうとしているのか的確に判断出来るよう、また対応が適切か、抜けがないか確認出来るよう可能な限り詳細に記載する）

③ 事故等発生までの運転状況等（事故等の発生原因を出来る限り正確に把握するため、事故等の対応が一段落したら記載する）

(2) 事故等の内容

① 事故等の内容表紙

a. 件名、発生発見状況

的確な内容で、わかりやすく記載する。

b. 区域分類、事故分類、内容分類

該当する欄の該当する□印にチェックする。例えば施設等に係わる事故で人身災害も伴う場合は両方チェックする。一般災害と放射線災害が伴う場合も同様に両方チェックする。人身の内容分類にある（名）については、当該事故で被災した人数合計を記載する。この際「添付書類1（人身）」は人数合計分添付されることとなる。

注）事故等の内容全体の承認、確認は、通常の事故報告とおなじ経路で行う。

② 添付書類1（人身）

a. 所属

該当する□印にチェックする。更に下段に所属の詳細を記載する。

b. 一般災害

該当する欄の該当する□○印にチェックする。（事故の型等の判定は、労働省指定分類によること）起因物、加害物は、具体的名称を記載する。（記載は労働省指定分類によること）傷病内容は、チェックしたのち右欄に詳細を記載する。物的被害内容は、事業団の物か私物か区分けして具体的名称を記載する。

c. 放射線災害

該当する欄の該当する□○印にチェックする。身体汚染のデータは、最初の測定データを記載する。その後のデータは、関係を判るようにして別添資料で必ず添付する。基準値との比較は比較する基準値が何なのか（法令値, ICRPpub, 放射線管理基準値等）別添資料で必ず添付する。（別添資料の用紙は指定しない）
線量当量等の数値、核種、臓器は、必ず記載する。

d. 作業内容、被災、汚染、被ばく原因、事故後の行動等
的確な内容で、わかりやすく記載する。

e. 服装、防護具等

具体的名称を記載する。

③ 添付書類2（施設、設備、機器）

a. 施設名、発生場所

該当する、施設名、発生場所を的確に記載する。

b. 事故事象、運転状況

該当する欄の該当する□○印にチェックする。更に概略に内容を補足記載する。

c. 事故原因

的確な内容で、わかりやすく記載する。

d. 放射線状況、放出状況

放射線状況、放出状況のデータは、最初の測定データを記載する。その後のデータは、関係を判るようにして別添資料で必ず添付する。基準値との比較は比較する基準値が何なのか（法令値、放射線管理基準値等）別添資料で必ず添付する。（別添資料の用紙は指定しない）

e. 復旧の状況

的確な内容で、わかりやすく記載する。

f. 作業員への影響、環境への影響

該当する欄の該当する□○印にチェックする。更に概略に内容を補足記載する。

④ 添付書類3（当該事故に係わる事柄）

a. 人（作業員）について

該当する欄の該当する□○印にチェックする。作業における役割、資格は当該作業に関連するものを記載する。

b. 施設、設備、機器について

該当する欄の該当する□○印にチェックする。故障歴は過去同様の故障がなかったかどうか記載する。

施設、設備、機器運転状態の定常状態には、定格値を、事故時状態には、事故時の値を記載する。

事前点検は、実施したらその時刻を記載する。

作動状況の（□作動せず。）をチェックした場合、安全装置等を切っていたため作動しなかった場合は（○切）を、入っていたが作動しなかった場合は（○入）をチェックする。

c. 体制について

該当する欄の該当する□○印にチェックする。

d. 環境について

該当する欄の該当する□○印にチェックする。

(3) 要因分析・対策検討表

① 人（作業員）について

a. 該当事項

該当する欄の該当する□○印にチェックする。

b. 内容

該当事項で該当する□印にチェックされた事項について、更に具体的に、内容を記載する。

c. 時系列記載ページ、内容記載ページ

該当事項で該当する□印にチェックされた事項について、「時系列」及び「事故等の内容」のどのページに記載されているかわかるようにページを記載する。

d. 原因主、従

該当事項で該当する□印にチェックされた事項が、発生した事故等の原因として主となるか従となるか記載する。

e. 対策

該当事項で該当する□印にチェックされた事項について、具体的改善対策を記載する。

② 施設、設備、機器について

③ 体制について

④ 環境について



①と同様に記載する。